

主要な政策に係る評価書（令和2年度実施政策）

政策 5	地方財源の確保と地方財政の健全化	1
政策 7	選挙制度等の適切な運用	5
政策 11	放送分野における利用環境の整備	9
政策 12	情報通信技術利用環境の整備	14
政策 14	ICT 分野における国際戦略の推進	21
政策 17	恩給行政の推進	25

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-⑤)

政策(※1)名	政策5:地方財源の確保と地方財政の健全化		分野	地方行財政		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]:極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	16,488,667	16,518,481	17,131,345	17,928,839
		補正予算(b)	531,092	179,663	24,882	0
		繰越し等(c)	△317,085	509,424	58,386	
		合計(a+b+c)	16,702,674	17,207,568	17,214,613	
執行額		16,702,664	17,207,560	17,214,592		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、(略)基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。(略) ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
	平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度			
①	一般財源総額(※) 一般財源比率(歳入総額に占める一般財源総額の割合) <アウトカム指標> ※地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債等の合計	平成30年度一般財源総額(通常収支分)62兆1,159億円(水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支分)66.9% 【平成29年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	平成31年度一般財源総額(通常収支分)62兆7,072億円(水準超経費除き60兆6,772億円) 平成31年度一般財源比率(通常収支分)66.4%	令和2年度一般財源総額(通常収支分)63兆4,318億円(水準超経費除き61兆7,518億円) 令和2年度一般財源比率(通常収支分)66.4%	令和3年度一般財源総額(通常収支分)63兆1,432億円(水準超経費除き61兆9,932億円) 令和3年度一般財源比率(通常収支分)64.4%	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 【令和2年度】	イ
	地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合) <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組02-20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度(通常収支分)10.6%(9兆2,186億円/86兆8,973億円) 【平成29年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債(地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ)の割合の適正化に努める。	平成31年度地方債依存度(通常収支分)10.5%(9兆4,282億円/89兆5,930億円)	令和2年度地方債依存度(通常収支分)10.2%(9兆2,783億円/90兆7,397億円)	令和3年度地方債依存度(通常収支分)12.5%(11兆2,407億円/89兆5,915億円)	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【令和2年度】	イ

安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	3	借入金残高 <アウトカム指標> ※地方債残高(臨時財政対策債を含む)、公営企業債残高、交付税特別会計借入金残高の合計	平成30年度末見込み 192兆円 【平成29年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。			経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【令和2年度】	イ
				平成31年度末見込み 193.7兆円	令和2年度末見込み 189.2兆円	令和3年度末見込み 193.3兆円			
		4	財源不足への対応 <アウトカム指標>	平成30年度財源不足額(通常収支分) 6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 【平成29年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成31年度財源不足額(通常収支分) 4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3,633億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	令和2年度財源不足額(通常収支分) 4兆5,285億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6,187億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	令和3年度財源不足額(通常収支分) 10兆1,222億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3兆2,726億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆4,796億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 6,000億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【令和2年度】
5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成30年度(当初) 4,227億円 【平成29年度】	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	震災復興特別交付税 平成31年度(当初) 4,049億円	震災復興特別交付税 令和2年度(当初) 3,742億円	震災復興特別交付税 令和3年度(当初) 1,326億円	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 【令和2年度】	イ	

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 〈アウトカム指標〉	平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.9%、 市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、 市町村34.5% 【平成29年度】	平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.4%、 市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1%、 市町村33.7%	平成30年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.9%、 市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6%、 市町村28.9%	令和元年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.5%、 市町村5.8% ・将来負担比率 都道府県172.9%、 市町村27.4%	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。 【令和2年度】	イ
			※参考 「実質公債費比率」 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) 【平成29年度】	平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 7団体 (8公営企業会計)	平成30年度末における財政健全化団体等の数(平成30年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計)	令和元年度末における財政健全化団体等の数(令和元年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 3団体 (3公営企業会計)		
			「将来負担比率」 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	平成28年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計) 【平成29年度】	平成29年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)	平成30年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計)	令和元年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)		
			「財政健全化団体」 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上であるため、財政健全化計画を定めている地方公共団体	平成28年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計) 【平成29年度】	平成29年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 4団体 (4公営企業会計)	平成30年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 3団体 (3公営企業会計)	令和元年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)		

評価結果	目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	主要な指標と考えている測定指標1及びその他の測定指標のいずれも目標達成を示した。したがって、本政策は「目標達成」とした。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>「安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること」(測定指標1～5に対応)</p> <p>当該施策目標については、以下のとおり、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するという目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標1及び4について、地方団体が安定的に財政運営を行うことができるよう、財源不足について適切に補填措置を講じつつ、地方税や地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度から令和3年度までの地方財政計画において、基準値を上回る額を確保した。令和元年度においては、地方団体が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。令和2年度においては、地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。 ※なお、新型コロナウイルス感染症対応として地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、内閣府所管の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が措置されている。 (令和2年度第1次補正予算額:1兆円、令和2年度第2次補正予算額:2兆円、令和2年度第3次補正予算額:1兆5,000億円、令和2年度予備費:約3兆3,792億円、令和3年度予備費:5,000億円)</p> <p>・測定指標2及び3について、借入金残高を抑制するため、可能な限り臨時財政対策債の発行額を抑制するとともに、交付税特別会計借入金の償還を行い、地方財政の適正化に努めた。なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、巨額の財源不足が生じたため、臨時財政対策債の発行が大幅に増加している。</p> <p>・測定指標5について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう、所要の震災復興特別交付税を確保した。なお、令和3年度の震災復興特別交付税については、被災地において復旧・復興事業が進捗し、多くの事業が完了したことなどに伴い、総額が減少している。</p>	
		<p><施策目標>「地方財政の健全化を推進すること」(測定指標6に対応)</p> <p>当該施策目標については、地方財政の健全化を推進するという目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標6について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定する制度において、各地方公共団体が、自主的な財政健全化に取り組んだ結果、実質公債費比率等の平均値や財政健全化団体・経営健全化団体の数等が改善された。 総務省においては、各団体における財政健全化の取組を推進するため、全団体の健全化判断比率及び資金不足比率のほか、これらの比率に係る基礎数値も総務省HPで公表し、各団体が他団体のデータも活用しながら財政分析を行える環境整備を行うとともに、財政事情等ヒアリング等を通じて、地方公共団体に対して財政運営に関する助言を行っている。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>今後も引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、復興事業について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。 また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。 したがって、基本的には現行の指標を今後も維持することとしたい。 なお、測定指標3については、地方財政計画の概要上も「参考」とされているので、測定指標2の参考指標とすることとした。</p> <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>		
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	地方財政制度整備費においては、引き続き、必要な予算を確保しつつも、積算単価等を見直すなどして、予算の効率を図った。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、行政経営コンサルティングの田淵先生から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、当該交付金の概要・総額等について追記するべきとの御意見をいただき、政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)欄に、内閣府所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、その概要・予算額等を追記するなど、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度地方財政計画の概要 https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 https://www.soumu.go.jp/main_content/000718973.pdf 令和元年度の財政再生計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000296.html
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治財政局財政課他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 出口 和宏	政策評価実施時期	令和3年8月
---------	-------------	--------	--------------------	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。
- ※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-7)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用		分野	選挙制度等		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 民主政治の健全な発達 [中間アウトカム]: 日本国憲法の精神にのっとり、選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	185	57,301	202	68,007
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	2,532	220	
		合計(a+b+c)	185	59,833	422	
執行額		143	58,255	297		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度			
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備すること	① 選挙制度に関する調査研究を行うとともに、有権者が投票しやすい環境整備の方策等を検討し、制度改正を実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」等にて選挙制度に関する調査研究を行い、ICTを活用した投票環境の向上等を柱に各方策の検討を実施 【平成29年度】	選挙制度に関する調査研究を行い、研究会報告を取りまとめ、実施可能なものから制度改正を実施 参考: 「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告(H30.8)の概要(*) 1. 投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上 (1)不在者投票の更なる利便性向上 (2)障害者等の投票環境向上 (3)在外投票の利便性向上(インターネット投票) (4)洋上における投票の利便性向上 2. 選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化 (1)選挙人名簿対照における無線通信のセキュリティ確保 (2)電子投票機を用いた電子投票の改善 (3)期日前投票所の混雑対策 (4)離島等に関する確実かつ迅速な開票 (5)選挙公報の取扱いの改善	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行い、平成30年度に取りまとめた研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正等を実施 【令和2年度】	イ

					平成30年8月に「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を取りまとめた。 当該報告に基づき、取組を進め、在外選挙インターネット投票について調査研究を実施したほか、障害者の投票環境向上(*1(2))、選挙人名簿対照における無線通信のセキュリティ確保(*2(1))、期日前投票所の混雑対策(*2(3))、について、それぞれ取組に係る課題を整理した上で、各選挙管理委員会に通知を発出した。	前年度に引き続き、平成30年8月に取りまとめた「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を踏まえ、 在外選挙インターネット投票について実証実験や海外調査を含む調査研究を実施したほか、天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規程の整備(*2(4))、投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和、選挙公報の掲載文の電子データによる提出(*2(5))、に係る公選法改正を行った。	引き続き、平成30年8月に取りまとめた「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を踏まえ、 在外選挙インターネット投票の調査研究について、投票を希望する者の申出と名簿への登録に係るフローについて実証システムによる検証を実施した。 一連の手続は円滑・確実に実施され、市町村選管等からも「操作は全体的に分かりやすかった」との評価を得た。 また、研究会報告とは別のものではあるが、地方議会議員選挙の立候補届出の見直しに係る公選法改正を行った。		
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等	2 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 ＜アウトプット指標＞ ※常時啓発選挙管理機関として、常時国民の政治常識の向上のために行う啓発活動	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施（高校生向けの副教材の作成等）や選管等が実施する出前授業に対する支援（主権者教育アドバイザーの派遣等）を実施 【平成29年度】 ※主権者教育「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの ※主権者教育アドバイザー国民一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけられるよう、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施（高校生向けの副教材の作成等）や選管等が実施する出前授業に対する支援（主権者教育アドバイザーの派遣等）を実施 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成：新1年生用 約130万部 ・主権者教育アドバイザー派遣：80件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者：約70人 ・モデル事業：3件実施 ・研修事業：21件実施 ・選挙啓発動画の作成 ・大学生等との連携による啓発チラシの作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況：実施選管769団体、実施高校1,528校、その他学校（小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校）1,494校	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施（高校生向けの副教材の作成等）や選管等が実施する出前授業に対する支援（主権者教育アドバイザーの派遣等）を実施 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成：新1年生用 約120万部 ・主権者教育アドバイザー派遣：57件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者：約2,653人 ・モデル事業：1件実施 ・研修事業：21件実施 ・参加型学習教材の作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況：実施選管738団体、実施高校1,248校、その他学校（小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校）1,442校	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施（高校生向けの副教材の作成等）や選管等が実施する出前授業に対する支援（主権者教育アドバイザーの派遣等）を実施 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成：新1年生用 約117万部 ・主権者教育アドバイザー派遣：26件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者：154人 ・モデル事業：2件実施 ・研修事業：20件実施 ・主権者教育アドバイザー動画教材の作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況：実施選管556団体、実施高校898校、その他学校（小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校）933校	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施（高校生向けの副教材の作成等）や選管等が実施する出前授業に対する支援（主権者教育アドバイザーの派遣等）を実施 【令和2年度】		イ

公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること	国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備	3	国民投票制度の認知度 ＜アウトカム指標＞ ※国民投票制度 日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票(国民投票)に関する制度。	国民投票制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月公表)による) 【平成29年度】 ※国民投票制度の認知度は、(公財)明い選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査にて、国民投票制度を①よく知っている、②だいたい内容を知っている、③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがあるという回答数を基に算出している。	国民投票制度の認知度:80%以上 — (国政選挙等がなかったため調査を実施せず)	国民投票制度の認知度:80%以上 ○第19回統一地方選挙全国意識調査:81.3% ＜内訳＞ ①10.8%②32.1%③38.4% ○第25回参議院議員通常選挙全国意識調査:83.9% ＜内訳＞ ①10.6%②30.4%③42.9%	— (国政選挙等がなかったため調査を実施せず)	国民投票制度の認知度:80%以上 【令和2年度】	イ
政治資金の透明性を確保すること	政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること	4	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) ＜アウトプット指標＞	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% (平成28年分収支報告) 【平成29年度】	政党本部:100% 政党支部:99.4% 政治資金団体:100%	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100%	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100%	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100%	イ
			国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:94.8% (平成26年分～平成28年分収支報告) 【平成29年度】	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成27年分～平成29年分の平均提出率が、平成26年分～平成28年分の平均提出率(94.8%)を上回ること) 96.0%	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成28年分～平成30年分の平均提出率が、平成27年分～平成29年分の平均提出率(96.0%)を上回ること) 97.2%	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(97.2%)を上回ること) 97.4%	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(97.2%)を上回ること) 97.4%	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(97.2%)を上回ること) 【令和2年度】	イ
			政治団体全体で、過去3か年平均の提出率:89.6% (平成26年分～平成28年分収支報告) 【平成29年度】	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成27年分～平成29年分の平均提出率が、平成26年分～平成28年分の平均提出率(89.6%)を上回ること) 90.3%	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成28年分～平成30年分の平均提出率が、平成27年分～平成29年分の平均提出率(90.3%)を上回ること) 91.0%	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(91.0%)を上回ること) 90.7%	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(91.0%)を上回ること) 90.7%	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成29年分～令和元年分の平均提出率が、平成28年分～平成30年分の平均提出率(91.0%)を上回ること) 【令和2年度】	ロ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	測定指標1: 研究会の報告を踏まえた検討を行い、実施可能なものから投票環境の向上等を図るための制度改革を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、「目標達成」とした。 測定指標2: 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等については、コロナ禍においても、オンラインに対応した形で主権者教育アドバイザー派遣、若者啓発イベント及び研修事業を実施したことなどから、当該施策目標については「目標達成」とした。 測定指標3: 第25回参議院議員通常選挙全国意識調査において目標を上回る実績が得られていたものであり、引き続き「目標達成」とした。 測定指標4: 政党・政治資金団体の提出率(平成30年度)及び政治団体全体の提出率(令和2年度)が若干下回ったことを除いて、年度ごとの目標を上回る実績が得られたことから、目標達成に近い実績を示した。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	測定指標1: 研究会の報告を踏まえた検討を行い、実施可能なものから投票環境の向上等を図るなど制度改革を行ったことから、目標を達成できた。なお、在外選挙インターネット投票に関しては、令和元年度にインターネットの利用による投票や開票の流れの検証を行い、令和2年度にネット投票を希望する者の申出や選挙人名簿システムへの登録の流れの検証を実施したところであり、令和3年度以降も引き続き調査研究等を行う予定である。 測定指標2: 毎年度新高校1年生向けに副教材を作成しており、選管等が実施する出前授業に対する支援のための主権者教育アドバイザー派遣などのその他の事業についても継続的に行っている。また、啓発イベントの実施に当たっては、公益財団法人が実施している意識調査の結果を参考にテーマ設定しているところ、令和2年度は、18～24歳の若者を対象とした意識調査の結果、投票に行かなかった理由として、「どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから」との回答が多い結果を踏まえ「自分のスタンスを見つけよう」というテーマを設定した若者啓発イベント(若者に向けた政治や選挙への興味関心を高めるきっかけづくりを目的としたフォーラム。出演者によるトークセッションなどを実施。)を実施し、イベント後のアンケートでは回答者の7割近くの方から政治や選挙に対する意識が「大いに向上した」と回答いただいており、多くの参加者から高評価を得ることもできた。なお、令和2年度はコロナ禍であったため、オンラインに対応した形で事業を実施しており、目標達成と判断できる。 測定指標3: 総務省HPで制度内容の周知をしているほか、高校生向け副教材で解説ページを設け、新1年生に配布する等の取組を実施し、意識調査における制度の認知度が80%以上であったことから、目標を達成できた。 測定指標4: 政党・政治資金団体の提出率(平成30年度)及び政治団体全体の提出率(令和2年度)が若干下回ったことを除いて、年度ごとの目標を上回る実績が得られたことから、当該施策目標については、概ね目標を達成できた。未達成の要因としては、毎年、督促を行ってもなお未提出の団体があることが挙げられる。	
	次期目標等への反映の方向性	測定指標1: 引き続き在外選挙インターネット投票の導入等に関する調査研究を行い、投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備することとする。 測定指標2: オンライン特有の課題(説明者と参加者のやり取りがよりスムーズにできるような形態やコロナ禍でのイベント開催時の有効な集客方法など)への対応について検討し、改善を図りながら、事業を引き続き実施していく。 測定指標3: 公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、引き続き、国民投票制度の認知度を高める施策を実施していく。 測定指標4: 一部が目標未達成の結果であったことを踏まえて、未提出の団体に対しては粘り強く督促を行うことにより、引き続き、政治資金の透明性の確保を図ることとする。	
	(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)		
	I 予算の拡大・拡充		
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	在外インターネット投票事業については、引き続き調査研究を進めていくこととし、システムの要件定義などより具体的な検討を進めていくことから、調査研究に係る経費について、予算の増額要求を行う。 選挙啓発事業については、主権者教育をより一層進めていくため、指導用教材を充実させることとし、副教材に係る経費について、予算の増額要求を行う。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	
学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年6月、鎌倉女子大学学術研究所の山本教授や埼玉大学の重川教授から、測定指標3の目標設定について御意見をいただき、認知度の向上を目標に、調査結果を総合的に判断して評価することとし、事前分析表に反映させた。 令和3年7月、行政経営コンサルタントの田淵先生や明治大学専門職大学院の西出教授から、測定指標2の目標設定について御意見をいただき、各事業の実施に当たっては、意識調査の結果等も踏まえて効果的に実施する旨を事前分析表に追記した。		
政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	・政治資金収支報告書(http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin)		
担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史
		政策評価実施時期	令和3年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,956	8,389	5,102	5,295
		補正予算(b)	1,676	1,088	1,100	0
		繰越し等(c)	421	△ 1,363	1,335	
		合計(a+b+c)	6,053	8,114	7,537	
執行額	5,708	7,348	6,959			

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	令和3年1月18日	NHKについては、業務の抜本的効率化を進め、国民負担の軽減に向け放送法の改正をします。これにより、事業規模の割に当たる七百億円を充て、月額で割を超える思い切った受信料の引下げにつなげます。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度			
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等による環境整備	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。	・「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」及び「衛星放送の未来像」について検討を重ね、「第二次取りまとめ」を策定・公表(平成30年9月)。	・NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)が成立し、施行(NHK関連の規定:令和2年1月、衛星基幹放送関連の規定:同年3月)。	・周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加するなどの「電波法の一部を改正する法律」(令和2年法律第23号)が成立し、施行。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 【令和2年度】	□
			・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【平成26年度】	・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を受け、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」、「放送業の基盤強化に関する検討分科会」等を設置(平成30年11月)。	・同法の施行を受け、NHKはインターネット同時配信等のサービスである「NHKプラス」を試行的に開始(令和2年3月)。	・「公共放送の在り方に関する検討分科会」において取りまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の「放送法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和3年2月)。		
当初想定していた目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明したため、令和3年5月には申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消し、また、同年6月より総務大臣の検討会として開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において、放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進め、本施策の目標である、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図っていることを踏まえ、「□」=「目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した」と判断した。								

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時に於ける臨時災害放送局の迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p> <p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時に地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点調査や運用訓練等やテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。 【平成29年度】</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 16回以上 (臨災局:6局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>39回 (臨災局:28回) 可搬型:11回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>47回 (臨災局:41回) 可搬型:6回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>25回 (臨災局:20回) 可搬型:5回)</p>	<p>機器配備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施。 【令和5年度】</p>	<p>イ</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>3</p> <p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。 【平成29年度】</p>	<p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.5億世帯に増加。</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p> <p>NHKにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.4億世帯に増加。</p>	<p>NHKにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.2億世帯。</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>

国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、被災情報や避難情報などを提供する。	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)による環境整備	4	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19% 【平成25年度】	100%			100% (当該年度までに整備した件数/22局(基準年度において整備対象となっている親局の移転・FM補完局等の整備局数)) 【平成30年度】	イ
					100% (22局/22局)				
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築をすること	放送ネットワーク整備支援事業により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築をすること	5	ケーブルテレビの光化率 <アウトプット指標>	20.3% 【平成28年度】	令和4年度に50%を目指す。			50% (FTTH方式のケーブルテレビ加入世帯数/ケーブルテレビ加入世帯数) 【令和4年度】	-
					24.2%	26.6%	28.7%		

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>測定指標①は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、当初想定していた各年度の目標は概ね達成したものの、「政策の分析」欄に記載のとおり、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めていることから、「目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した」と判断した。</p> <p>測定指標2は、各年の目標が概ね達成されたことから、「目標達成」と判断した。</p> <p>測定指標3は目標を達成している。</p> <p>測定指標4は目標を達成している。</p> <p>測定指標5については、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数がADSLサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、FTTH化の結果通信速度・サービスの向上が図られる通信サービスとは異なり、ケーブルテレビネットワークの光化では災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等には寄与するものの、放送コンテンツ等のサービスの向上を必ずしも伴うものではないため、通信サービス並みの整備需要が発生せず、通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、目標年度を延長することとなったが、光化率は本事業による取組や事業者による自主的な整備により進捗しており、今後も同様に進捗することが見込まれるため。</p>
	<p><施策目標>放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること</p> <p>当該施策目標については、必要な制度整備を実施し、当初の目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>測定指標①については、以下(1)～(3)のとおり、放送制度の在り方等の検討によって抽出した課題を対象に制度整備を実施し、当初想定していた目標は概ね達成したものの、放送事業者等における外資規制違反が判明し、申請時に欠格事由に該当していたことが明らかになった者の地位を取り消すとともに、総務大臣の検討会において放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>(1) 「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「検討会」という。))において検討を重ねた「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」及び「衛星放送の未来像」について、検討会の「第二次取りまとめ」(平成30年9月28日)を踏まえ、NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする「放送法の一部を改正する法律」(令和元年法律第23号)として制度整備を実施した。</p> <p>(2) 検討会に設置した「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において取りまとめられた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」(令和2年1月29日)を踏まえ、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加するなどの「電波法の一部を改正する法律」(令和2年法律第23号)として制度整備を実施した。</p> <p>(3) 検討会に設置した「公共放送の在り方に関する検討分科会」において取りまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」(令和3年1月18日)を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の「放送法の一部を改正する法律案」を第204回国会へ提出した。</p>	

評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p> <p>測定指標2については、総合通信局において、平時における地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等で、年度ごとの目標値を超える回数の送信点調査や運用訓練等を実施したことにより目標を概ね上回ることができた。</p> <p>また、平成30年度から令和2年度までの間、総務省配備の臨時災害放送局用機器については、平成30年度は平成30年7月豪雨の被災に伴い3台(中国、信越及び九州の各総合通信局配備)及び北海道胆振東部地震の被災に伴い2台(北海道及び北陸総合通信局配備)並びに令和元年度の令和元年東日本台風風の被災に伴い信越総合通信局配備の同機器をそれぞれ被災の地方公共団体に貸し、臨時災害放送局を迅速に開設した。災害対応で活用した期間は、同機器の使用期間が限定されたが、11総合通信局等への同機器の全局配備が令和元年度に完了したこと等により、地方公共団体とともに送信点調査や運用訓練等を実施した。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、地方公共団体主催の総合防災訓練等の中止が相次いだことから、臨時災害放送局の訓練回数は目標回数まで到達できなかったものの、年度ごとの全実施回数は概ね目標値を超えたことから、全体として目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p> <p>測定指標3については、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、NHKにおいて当該要請を受け、テレビ国際放送を行うとともに、受信可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p> <p>測定指標4については、放送ネットワーク整備支援事業の活用等により、目標を達成できた。</p> <p><施策目標>ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>測定指標5の目標年度については、ケーブルテレビの光化の最新状況(28.7%(令和2年度))を基礎として、本事業の寄与分を加味したこれまでの光化率の伸びを踏まえて、目標年度を修正している。これは、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数がADSLサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、FTTH化の結果通信速度・サービスの向上が図られる通信サービスとは異なり、ケーブルテレビネットワークの光化では災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等には寄与するものの、放送コンテンツ等のサービスの向上を必ずしも伴うものではないため、通信サービス並みの整備需要が発生せず、通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、当初の目標の達成が困難であると見込まれたためである。なお、光化率の進捗については、補助要件の対象が条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の地域となっており、人口が比較的少ないため、世帯数に基づいて算出する光化率の数値を大きく引き上げることは困難であるものの、要望を踏まえて適正に支援を実施することができた。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>測定指標①については、目標は概ね達成したが、先般明らかになった外資規制の問題に関しては、総務大臣の検討会として令和3年6月より開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において、放送事業者等における外資規制の在り方や実効性の確保について、検討を行い、必要な制度整備及び組織体制の強化に取り組んでまいりたい。</p> <p>測定指標2については、目標は上回っているものの、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設を図るため、平時において地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等に臨時災害放送局用の送信機等を活用する。</p> <p>測定指標3については、上述のとおり、施策目標は達成できていると認められることから、引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請していく。</p> <p>測定指標4については、目標を達成したため次期事前分析表の測定指標から削除する。</p> <p>測定指標5については、引き続き必要な予算の確保に努め、ケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化への支援を続けてまいりたい。</p> <p>光化は着実に進んでいるものの、当初の目標は通信サービスにおける類似の施策であるFTTHサービスの提供数を上回るまでに要した年数等を考慮したものであるところ、ケーブルテレビネットワークの光化では通信サービスと同様の動きとすることができなかったことから、事業の見直しのタイミングで目標についても現実的なものに見直すこととしたものである。新たな目標は、ケーブルテレビの光化の最新の状況(28.7%(令和2年度))を基礎として、本事業の寄与分を加味したこれまでの光化率の伸びを踏まえて、目標年度を設定したものの。</p> <p>測定指標4の施策目標と測定指標5の施策目標については、測定指標4で設定していた「自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率」を達成したが、引き続き施策目標である「国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、被災情報や避難情報などを提供する」必要があるため、次期事前分析表では施策目標を統合し、「放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等に寄与すること」とする。</p> <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>			
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	外資規制の在り方等について、対応すべき課題や更なる検討が必要な事項を調査・分析するための予算を要求する。			
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた上で、必要な制度整備及び組織体制の強化を行う。			
学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生に評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。				
政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<p>「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」(令和3年1月18日) (https://www.soumu.go.jp/main_content/000733495.pdf)</p> <p>「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_gaishi/index.html)</p>				
担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 三田 一博	政策評価実施時期	令和3年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-12)

政策 ^(※1) 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]: 電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,339	757	977	1,041
		補正予算(b)	317	0	86	0
		繰越し等(c)	83	598	△ 74	
		合計(a+b+c)	1,739	1,355	989	
執行額		1,426	1,169	859		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年6月18日	第2章 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (2)民間部門におけるDXの加速 ・光ファイバ整備を確実に進めるとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた所要の措置を講ずる。 ・携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図る。 ・大規模災害等への対応のため、インターネットエクスチェンジの地方分散やデータセンターの国内立地・新規拠点整備等に取り組む。
成長戦略実行計画	令和3年6月18日	第2章 3. 携帯電話料金の低廉化	
成長戦略フォローアップ	令和3年6月18日	1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 i) 安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進	
デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 (5) データセンターの最適化の実現 (6) 情報通信インフラの整備 6. アクセシビリティの確保 (1) 情報通信ネットワークの整備の支援 (4) 経済的事情等に基づく格差の是正 7. 安全・安心の確保 (4) 情報通信ネットワークの災害対策	
まち・ひと・しごと創生基本方針2021	令和3年6月18日	第三章 各分野の政策の推進 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1) 地方への移住・定着の推進 ① 地方移住・移転の推進 6. 新しい時代の流れを力にする (1) 地域におけるSociety 5.0の推進 ① 地域における情報通信基盤等の環境整備	
知的財産推進計画2020	令和2年5月27日	5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		
			<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>		
			<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和元年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うために開催した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において最終報告書を取りまとめ(令和2年2月)。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和2年8月、「電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うため、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、令和3年3月、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(案)」を取りまとめ。</p>		

電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上	電気通信事業分野の公正な競争環境の整備	①	公正な競争促進に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、毎年度実施した分析・検証結果等を取りまとめ、「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表。	・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（平成31年3月5日公布）。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正（平成31年3月8日公布）	・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和2年度の接続料算定に必要な第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（令和2年1月10日公布）、同規則に基づくLRICモデルを通知。また、「長期増分費用モデル研究会」において令和4年度以降の接続料算定に適用し得るLRICモデルを検討。	・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和3年度の接続料算定に必要な第一種指定電気通信設備接続料規則等を改正（令和3年4月1日施行（一部の規定は、公布の日（令和3年1月14日）から施行））、同規則に基づくLRICモデルを通知。また、情報通信審議会において、IP網への移行過程・移行後の音声接続料の在り方等について検討を実施。令和2年9月の一部答申を受けて、IP網への移行過程におけるひかり電話の音声接続料に関する規定等を整備のため、電気通信事業法施行規則等を改正（令和3年4月1日施行）。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等の検討を促進。 【令和2年度】	イ
			情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7か所 【平成29年度】	前年と同規模（年7か所）	前年と同規模（年7か所）	前年と同規模（年7か所）	前年と同規模（年7か所） 【令和2年度】	
情報システムのIPv6対応の促進	2		7か所	7か所	7か所				イ

	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【平成29年度】</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:5,747件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:6,045件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:7,055件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p>	<p>④ 電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④ 電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。 【平成29年度】</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役務へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正)を実施。 ・情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備(「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け)を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催(平成31年4月に中間報告取りまとめ)。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除に伴う対価請求項目の追加やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正)を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催し、令和元年12月に報告書を取りまとめた。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、通信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月に成立、10月より施行されている。本法改正を受け、その詳細を定める省令やガイドラインの整備を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導を実施。 ・電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、これまでの検討の場であった「消費者保護ルールの検証に関するWG」を令和2年6月より「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」へと名称を改め、中長期的な消費者保護ルールに関する課題も含めて検討を実施。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、通信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が令和元年10月より施行されたところ、令和2年度においても引き続き施行状況に係るフォローアップを行い、関係省令やガイドラインの改定を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	⑤	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。 【平成29年度】	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。			電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。 【令和2年度】	イ	
				平成30年度に発生したソフトウェア起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。	2件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。	1件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。			
				40台以上	40台以上	40台以上			
				40台	40台	41台			
電気通信機器の技術基準適合性の確保	7	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)	240人 【平成29年度】	240人	240人	270人	270人 【令和2年度】	ロ	
			228人	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止	310人				
地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年4件 【平成30年度】	年4件	年4件	年4件	年4件 【令和2年度】	イ	
			5件	8件	4件				
無線システムの高度化や電波利用ニーズに 無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 ＜アウトカム指標＞	約900MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN) 【平成29年度】	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保。	2300MHz帯域幅を新たに確保	105MHz帯域幅を新たに確保	1100MHz帯域幅を新たに確保	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保 【令和2年度】	イ
				2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅(無線LANチャネルとして80MHz幅)を確保。 また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム(5G)の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。 引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2019年4月、情報通信審議会より「次世代高効率無線LANの技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年7月、周波数割当計画を変更し、5.6GHz帯無線LANの使用周波数帯の拡張により5MHz幅を確保。 また、2019年6月、同審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年12月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として100MHz幅を確保。 引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2020年7月、情報通信審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2020年12月、周波数割当計画を変更して、携帯電話用周波数として1100MHz幅を確保。			
無線システムの高度化や電波利用ニーズに 無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	⑩	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【平成29年度】	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【令和2年度】	イ	
				第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件	ローカル5Gの導入のための制度整備など8件	L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入のための制度整備など12件			

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	測定指標①、④、⑤及び⑩については、達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標を達成している。 測定指標2、3、6、8及び9については、目標を達成している。 測定指標7については、目標未達成の年度があるものの、直近年度においては目標を達成している。 全体として、ほぼ全ての指標において目標を達成しており、残る指標についても直近年度においては目標を達成しているところ、本政策は「目標を達成した」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し年次レポートとして策定・公表するとともに、当該分野の競争促進等のため開催した会議において報告書等を取りまとめることにより、電気通信事業の制度・運用の改善を図ったり、電気通信事業分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、審議会等の基礎資料等として活用するとともに、電気通信事業法の一部を改正する法律、電気通信事業法施行規則及び第一種・第二種指定電気通信設備接続料規則等の制度見直し等を検討・実施するなど電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備等を実施することにより、目標を達成できた。 ・測定指標2については、IPv6関連のセミナー等の機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。また、政策における一定の成果として、10万契約以上のISPにおけるIPv6対応状況は75.0%(平成28年度)から87.5%(令和元年度)へ増加した。 <p><施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律等を適正に執行することにより、目標を達成することができた。 ・測定指標④については、電気通信サービス利用者の苦情・相談内容等を継続的に分析し課題を抽出した上で必要な検討を行い、消費者利益確保のための制度改正、政策の見直し等を実施したことから、目標を達成できた。 ・測定指標⑤については、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改正を適切に行ったことにより、目標を達成することができた。 ・測定指標⑥については、市場調査における端末機器の管理を適切に行ったことにより、目標を達成することができた。 ・測定指標7については、平成30年度及び令和元年度の目標は未達成であったものの、MRA国際研修会の開催に係る周知等を行ったことにより、目標期間の最終年度に当たる令和2年度においては、目標を達成できた。 ・測定指標8については、適切に普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。 <p><施策目標>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標9については、移動通信システム用の周波数帯域として新たに3505MHz幅を確保することができた。 ・測定指標⑩については、5Gやローカル5G等の技術基準を策定し、新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施することができた。 	
	評価結果	<p><施策目標>電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、目標を達成しているため、引き続き利用者利便の向上を図るための制度改善や見直しを推進していくこととする。 ・測定指標2については、これまでの取組のアウトカムとして、10万契約以上のISPにおけるIPv6対応状況は87.5%となるなど一定の成果が表れており、今後は国の政策ベースではなく、民間主体の取組によるIPv6化の進展が期待されることから、次期目標の設定は行わない。 <p><施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、目標を達成しているため、引き続き迷惑メール対策の取組を着実に推進していくこととする。 ・測定指標④については、日々進展する電気通信サービスを取り巻く状況を踏まえ、継続的に取り組む必要があることから、引き続き現状分析を行うとともに、新たな課題の抽出・分析を行い、今後も制度改正の必要性を検討していくこととする。 ・測定指標⑤については、施策目標の達成には、電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準へ反映することが重要であることから、引き続き、指標は「電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施」とし、目標(値)は「100%」とする。 ・測定指標6については、施策目標の達成には、電気通信機器の技術基準適合性を確保していく必要があるため、そのためには市場に流通している端末機器の技術基準への適合性の確保は重要と考えているところ、指標は有識者の意見を踏まえ「前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率」とし、目標(値)は令和2年度実績を踏まえ「100%」とする。 ・測定指標7については、施策目標の達成には、電気通信機器の技術基準適合性を確保していく必要があるため、そのためには関係者間で情報交換するMRA国際研修会の開催は重要と考えているところ、引き続き、指標は「MRA国際研修会の参加者数」とし、目標(値)は近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を踏まえ「300人以上」とする。 ・測定指標8については、目標を達成しており、引き続き周知・啓発活動を行っていく。データセンターの整備促進については令和3年6月に閣議決定された政府戦略に盛り込まれたことから次期も継続して測定指標を設定する。 <p><施策目標>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標9については、目標年度を迎え目標を達成するとともに、5Gやローカル5G等移動通信システムの導入に必要な周波数の割当を行えたことから、次期施策目標の指標から削除する。 ・測定指標⑩については、目標を達成しているが、移動通信システムの高度化を始めた電波利用ニーズの動向を把握し、新たな電波利用システムの導入に向けた制度整備を引き続き推進していくこととする。 <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>
次期目標等への反映の方向性	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	日々進展する電気通信サービスの状況を踏まえ、電気通信事業分野における競争環境の整備や電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現のため、「電気通信事業分野における競争環境の整備に関する調査研究」について増額要求を行う。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—
学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、令和3年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」における西出構成員(明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授)の御意見等を踏まえ、指標3の「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の記述を追記するなど、評価書に反映させた。	

政策評価を行う過程 において使用した資料、 データその他の情報	電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート(令和2年8月公表) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000362.html)
---------------------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 木村 公彦 電波部電波政策課長 萩原 直彦	政策評価実施時期	令和3年8月
---------	--	--------	---	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-⑭)

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,833	1,508	1,306	1,344
		補正予算(b)	1,200	1,190	1,354	0
		繰越し等(c)	△ 684	△ 82	△ 169	
		合計(a+b+c)	2,349	2,616	2,491	
執行額		2,105	2,293	1,978		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関係する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	インフラシステム海外展開戦略2025	令和2年12月10日	第2章 具体的施策の柱 1. コロナによる環境変化への対応を、スピード感を持って集中的に推進 2. カーボンニュートラルへの貢献 3. デジタル技術・データの活用促進によるデジタル変革への対応 (1) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進 (2) インフラ分野の我が国プレイヤー(官民)のデジタル化支援 (3) 海外でのデジタルイノベーション創出の推進 (4) 展開国におけるデジタル技術活用に係るビジネス投資環境の改善、整備等 (5) データの自由な流通と利活用の促進に係る国際ルール・規範の策定等の主導 (6) 我が国の強みが活かされるデジタル技術活用やデータの利活用の基盤となる技術の海外展開の推進 4. CORE JAPANの推進(コアとなる技術・価値の確保) (2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進 5. 質の高いインフラと、現地との協創モデルの推進 (1) 質の高いインフラの推進 (3) 都市開発・社会インフラ 6. 展開地域の経済的繁栄・連結性向上 (1) インフラ海外展開を通じた貢献 7. 官民連携による我が国に優位性又は将来性のある領域・ビジネスモデルに関する取組の強化 (1) 売り切りから継続的な関与への多様化の促進 (2) 第三国での外国政府・機関との連携 (3) 民間資金と公的資金の連携による支援 9. 個別案件に関する支援 (1) トップセールスと戦略的発信
	成長戦略フォローアップ	令和3年6月18日	14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現 (3) 日本企業の国際展開支援 i) インフラシステム海外展開
	経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (7) 戦略的な経済連携の強化

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度		
二国間・多国間等における協力を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	①	二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 ＜アウトプット指標＞	政策協議等:28回 (27年度～29年度の平均) 【平成29年度】	年度ごとに政策協議等:28回程度			政策協議等:28回程度 【令和2年度】	イ
		56回	50回	17回				
	②	国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 ＜アウトプット指標＞	国際会議:23回 (27年度～29年度の平均) 【平成29年度】	年度ごとに国際会議:23回程度			国際会議:23回程度 【令和2年度】	イ
		31回	29回	25回				
我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	3	ICT分野に関する協力強化について合意した各国との案件数 ＜アウトプット指標＞	26件(政務レベル13件) (27年度～29年度の平均) 【平成29年度】	年度ごとに26件程度 (うち政務レベル13件程度)			26件程度 (政務レベル13件程度) 【令和2年度】	イ
		67件 (政務レベル33件)	55件 (政務レベル19件)	13件 (政務レベル5件)				
リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)	④	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) ＜アウトカム指標＞	平均2社/件以上 【平成28年度】	平均2社/件以上			平均2社/件以上 【令和2年度】	ロ
		2.25社/件	2.33社/件	1社/件				
諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	⑤	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	セミナー等:30回 ミッション団:5回 (27年度～29年度の平均) 【平成29年度】	年度ごとにセミナー等:30回程度 年度ごとにミッション団:5回程度			セミナー等:30回程度 ミッション団:5回程度 【令和2年度】	イ
		セミナー25回 ミッション団1回	セミナー35回 ミッション団2回	セミナー38回 ミッション団0回				
ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 ＜アウトプット指標＞	6	10回程度 (27年度～29年度の平均) 【平成29年度】	年度ごとに10回程度			10回程度 【令和2年度】	イ	
		12回	19回	10回				

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	施策目標として掲げている「二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること」については、主要な測定指標である測定指標①及び②について目標を達成しており、ICT協力について諸外国と協議を行う等、我が国ICT企業の海外発展に貢献することができた。また、「諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること」については、測定指標3及び6の目標を達成した。④及び⑤については一部年度においては目標に到達していないものの、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①(二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数)については、令和2年度の実績は目標を下回ったが、令和2年度は新型コロナウイルスの世界的な流行の影響で中止になった政策協議や合意案件が多くある中、オンラインで協議できると両国で決定した案件については全て対応又は合意できたため、目標を達成したと判断した。具体的には、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(令和2年9月)にて、両国政府は、在日米商工会議所及び日本経済団体連合会からなる民間部門の代表が日米両国政府に対して提示した提案書を歓迎した。また、日独ICT政策対話(令和3年3月)では、ICT・デジタルに関する幅広い議題において、両国では多くの点で見解が一致し、G7/G20や国際電気通信連合などの国際の場での議論でも両国間で協力していくことを確認した。 ・測定指標②(国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数)については、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。具体的には、G20デジタル経済大臣会合(令和2年7月)では、AIを始めとしたデジタル技術の活用拡大に関し国際連携を強化することを確認するとともに、閣僚声明を採択。第1回日ASEANデジタル大臣会合(令和3年1月)では、日ASEAN間の今後1年間のICT分野における協力・連携施策に関する「日ASEAN ICTワークプラン2021」を提案し、承認された。 <p><施策目標> 諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3 (ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数)については、令和2年度の実績は目標を下回ったが、令和2年度は新型コロナウイルスの世界的な流行の影響で中止になった政策協議や合意案件が多くある中、オンラインで協議できると両国で決定した案件については全て対応又は合意できたため、目標を達成したと判断した。具体的には、インドとの間では5Gや海底ケーブル等の技術開発協力、サイバーセキュリティ等における人材育成及びスタートアップを含む両国の産業界間の対話促進等包括的な内容を含んだ覚書を締結(令和3年1月)、チリとの間ではICTインフラ(海底ケーブルを含む)、ICTアプリケーション、5G、地上デジタルテレビ放送(ISDB-T)、スマートシティ、IoT、サイバーセキュリティ等情報通信分野に関連する覚書を締結(令和3年1月)し、相手国とのICT協力について合意した。 ・測定指標④(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業))については、支援決定時点で契約書等により受注が確定している企業数を計測している一方、支援決定時点で受注関連企業が確定していない案件であっても事業者からJICTに提案のあった事業について個別に収益性及び政策性等を検討しつつ支援判断を行っており、一部年度においては目標に到達していないものの、複数年度全体としては目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。具体的には、JICTは令和2年度はインドネシア共和国国内において、通信トラフィックニーズの高い施設に、複数のキャリアが使用可能なアンテナ等の通信ネットワーク設備を通信キャリアに代わって構築し、サービス提供を行うインドアキャリアニュートラルホスティング事業や、欧州やアジア太平洋地域において、欧州の「金融事業に係るノウハウや顧客基盤」と、日本企業の「通信ネットワーク技術や認証・データ解析技術」及び「電子政府(デジタル・ガバメント)の事業に係るノウハウや顧客基盤」を組み合わせて、(1)金融機関向けICT基盤の整備、(2)ICTを活用した金融サービスを提供し、将来的に(3)行政システムと金融システムの連携サービス等を行う欧州・APACにおける金融ICT基盤整備・サービス提供事業について支援決定を行った。 ・測定指標⑤(国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数)については、セミナー・シンポジウム等の開催においては、過去3年の総数で見ると目標を達成することができた。我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解を促進するために、国内外問わずセミナーやワークショップ、シンポジウム等を積極的かつ適切に開催した。一方で、我が国企業のミッション団派遣については目標を達成することはできなかった。特に令和元年度終期においては新型コロナウイルスによる出張抑制等が要因となる。 ・測定指標6 (ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に関する調査研究等の実施)については、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。具体的には、マレーシアやベトナムにおいてモバイル端末を活用した遠隔医療システムの展開に向けた調査・実証事業を行ったり、エクアドルやコロンビアにおいて農業IoT普及に向けた実証などを行い、相手国におけるモデルシステムの構築・運営を実施することによりICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献した。 	
	評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①～3、6については目標を達成しており、引き続き、過去の実績値及びその平均で基準値を設定。(当面は新型コロナウイルスの影響が継続することが見込まれるため、新型コロナウイルスの影響が見られる令和2年度の値を含め次期目標の基準値を算出することとする。) ・測定指標④については、令和2年度においては目標に到達していないものの、官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会で定めるマイルストーンに準じて累積で評価した場合には目標を達しており(実績値:累計16社(目標値:累計12社))、目標達成に向けた着実な進展が見られ、引き続き取組を推進していく。また、有識者からの御指摘を踏まえ、アウトカム指標に加えアウトプット指標も次期事前分析表に測定指標④として追加することとした。 ・測定指標⑤は、「官民ミッション団の派遣等の実施回数」に係る部分については、海外派遣を伴うため、今後も新型コロナウイルスによる出張抑制の傾向が続くと見られることから、目標として現状に即さないものとなっており、目標設定から削除する。 <p>以上により、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。</p> <p><今後の政策の方向性></p> <p>我が国ICT企業の海外発展に貢献するため、二国間・多国間の協議を進めていくとともに、セミナー等を通じた我が国の企業に対する支援を実施するなど、引き続き効率的・効果的な取組を推進していく。また、実証実験については相手国のニーズを踏まえて、具体的案件形成につながるように推進していく。</p> <p>また、次期事前分析表においては、有識者からの御指摘を踏まえ、相手国ニーズに応じたICTインフラプロジェクト・システムの提案、我が国成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進し、我が国ICT企業の案件受注を目指すことが、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決へ資するため、指標7として「諸外国への我が国ICT企業の海外展開支援により事業化した日本企業の受注件数」を設定。加えて、次期事前分析表及び今回の評価においては、アウトプット指標である指標5及び6、アウトカム指標である指標7の関連付けを整理して、本事業を通じた日本企業の受注を明確にしていく。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>	
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	令和3年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー-外部有識者会合」の合同会合(第1回)における有識者の御指摘を踏まえて、案件ごとに必要性について精査し、調査研究や実証事業の内容や対象国等について、日本企業の受注獲得に向けて優先度の高い案件を実施していく。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合(第1回)における有識者の御指摘を踏まえて、個別案件に関し、必要に応じて有識者に対しヒアリングを実施して、適切に有識者の知見等を活用。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	○インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai49/siryoku2.pdf ○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf ○経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月18日) https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf
-------------------------------	--

担当部局課室名	国際戦略局 国際戦略課他5課室	作成責任者名	国際戦略局 国際戦略課長 大森 一顕	政策評価実施時期	令和3年8月
---------	-----------------	--------	--------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進		分野	国民生活と安心・安全		
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会の実現に寄与 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために身命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	238,157	199,060	164,912	135,983
		補正予算(b)	-80	-114	-151	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	238,078	198,946	164,761	
執行額		229,849	191,934	159,546		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣 の重要政策(施政方 針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		① 年平均の未処理案件比率 (((月末における未処理件数/ 月間案件数)の年平均) (注)「処理」とは、恩給を受け る権利の裁定事務をいう。 <アウトプット指標> 【参考】 平成27年度: 25% 平成28年度: 21% 平成29年度: 19%	21.7% (平成27年度~29年度の平均値) 【平成29年度】	21.7%以下	20.6%以下 (平成28年度~30年度の平均値以下)	21.3% (平成29年度~令和元年度の平均値 以下)	平成29年度~令和元年度の平均値以 下 【令和2年度】	ハ
				22% (参考) ・年間総案件数 2,774件 ・うち未処理件数 620件	23% (参考) ・年間総案件数 2,048件 ・うち未処理件数 472件	37% (参考) ・年間総案件数 1,756件 ・うち未処理件数 664件		

恩給受給者等に対するサービスの向上を図ること	相談電話混雑時間帯の相談体制の強化など恩給相談対応の充実を図ること	② 恩給相談電話混雑率 (不対応件数/着信件数) (注)「不対応件数」とは、相談者からの電話に出られなかった件数であり、相談電話システムによりカウントしている。 <アウトプット指標> 【参考】 平成27年度:14.0% 平成28年度:14.6% 平成29年度:12.4%	13.6%以下 (平成27年度～29年度の平均値) 【平成29年度】	13.6% (平成27年度～29年度の平均値) 【平成29年度】	12.4%以下 (平成28年度～30年度の平均値以下)	11.5% (平成29年度～令和元年度の平均値以下)	平成29年度～令和元年度の平均値以下 【令和2年度】	イ
			10.3% (8,061件/78,286件)	11.7% (9,238件/78,800件)	8.9% (5,808件/65,384件)			
恩給相談対応技術向上の取組により、恩給相談者への適切な対応を図ること	3 恩給相談対応職員研修実施回数 <アウトプット指標> 恩給相談に対する説明対応に係る苦情発生件数 <アウトプット指標>	4回 【平成29年度】 — 【平成29年度】	4回以上	4回以上	4回以上	4回以上	平成29年度値以上 【令和2年度】	イ
			4回 (参考)研修参加人数(延べ人数):76人)	7回 (参考)研修参加人数(延べ人数):112人)	7回 (参考)研修参加人数(延べ人数):98人)	0件 0件	0件 0件	0件 【令和2年度】

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり																		
	(判断根拠)	・測定指標1について、以下に記述した状況により、未処理案件比率が高くなったが、その要因について速やかに課題を分析し、改善策を講じたことにより目標値に近づいていること、また、測定指標2及び測定指標3については、設定した目標が達成できたことから、総合的に考慮し、「相当程度進展あり」と判断した。																		
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 恩給受給者等に対するサービスの向上を図ること 当該施策目標について、 ・測定指標1について、未処理案件比率が高くなった要因は、以下の①～③によるものである。 ① 新型コロナウイルス感染症対策について、緊急事態宣言等を踏まえた強い対応が求められる中、令和2年4月に当局職員に新型コロナウイルス感染が発生したため、急遽、感染拡大(クラスターの発生)防止対策を講じる必要が生じたことにより年度当初の未処理案件比率が高くなった。【令和2年度】 当初、対策として、出勤対応とテレワーク対応を分割して実施することとし、テレワークでは、個々の請求書類(個人情報)を一旦PDFファイル化して共有フォルダに格納し、それにより書類審査のみを行い、出勤時又は出勤者が情報システムへの登録を行うことにより、現行の処理能力をある程度維持できるものと見込んでいたが、実際には、添付書類が多い請求書類(ホチキス止めされている戸籍謄本や診断書等)のPDFファイル化作業に相当の時間を要したこと、審査と情報システムの登録作業を分離することにより非効率になってしまった。 このため、執務室の分離や事務机ごとにパーテーションを設置するなどの措置を講じ、事務室での勤務を中心にしても安全安心に勤務できる環境を整えたこと、関係規程の見直し等によりテレワーク時における情報システムへの登録作業を可能とすることなどとし、出勤抑制時における事務処理の体制の整備を図ったことから、6月以降は未処理案件比率が低減(4～5月(平均):68%、6月～翌年3月(平均):31%)した。 ② 恩給請求の98%を占める遺族からの恩給請求(※1)のうち、審査・裁定に時間を要する重度障害の成年の子からの請求件数や比率が増加(※2)していること、加えて、コロナ禍の中、出勤抑制への対応等もあり、恩給顧問医による鑑定(※3)が、通常どおりに行えなかったため、未処理案件比率が高くなった。【平成30年度～令和2年度】 なお、令和2年4月の緊急事態宣言を踏まえ、直ちに恩給顧問医による鑑定を、職員と顧問医との対面方式から、資料を郵送し電話等により行う方式に変更することで円滑な審査処理に努めた。 ※1 遺族恩給(扶助料)は、旧軍人等公務員の①配偶者、②未成年の子、③父母、④成年の子(重度障害で生活資料を得る途のない者に限る)、⑤相父母に対しこの順序で支給される。 ※2 重度障害の成年の子からの請求件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>扶助料全体(うち成年の子)</th> <th>成年の子の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4,080件(66件)</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,068件(99件)</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,989件(108件)</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,469件(171件)</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>979件(122件)</td> <td>12.4%</td> </tr> </tbody> </table> ※3 重度障害の成年の子として提出された診断書等により、恩給顧問医(総務省組織規則第75条の2に基づく大臣任命の非常勤職員)が、庁舎内の鑑定室において、重度障害の状態か否かについて医学的な判断を行うこと。 ③ また、令和元年度(令和2年3月)に恩給事務全体の情報処理システムを移行したことに伴い、情報システムに対する登録作業を規制したため、これにより一時的な処理の遅滞が生じたことも、未処理案件比率を高める要因となった。 なお、情報処理システムの新システムへの移行は、事務処理に影響が生じないよう、年末年始にかけて行う予定であったが、開発が遅れ令和2年3月となったため、勤務日での登録作業に影響が生じたものである。【令和元年度、令和2年度】</p>		年度	扶助料全体(うち成年の子)	成年の子の割合	平成28年度	4,080件(66件)	1.6%	平成29年度	3,068件(99件)	3.2%	平成30年度	1,989件(108件)	5.4%	令和元年度	1,469件(171件)	11.6%	令和2年度	979件(122件)	12.4%
年度	扶助料全体(うち成年の子)	成年の子の割合																		
平成28年度	4,080件(66件)	1.6%																		
平成29年度	3,068件(99件)	3.2%																		
平成30年度	1,989件(108件)	5.4%																		
令和元年度	1,469件(171件)	11.6%																		
令和2年度	979件(122件)	12.4%																		
評価結果																				

	<p>・測定指標2については、恩給相談の内容は、その約8割が恩給受給者の死亡に伴う未支給金(恩給は年4回に分けて3月分を後払いするため未支給金が発生。未支給金は法律で定める遺族等にその請求により支給)に関する手続であり、死亡した遺族等からの未支給金の有無の確認や請求書類の送付先の確認となっている。これら確認の電話は、連休明けや週明けの曜日に集中することが多いが、総務省HPや受給者宛の広報誌により、電話混雑予想曜日・時間帯を広報し、電話連絡の分散を図っていること、また、連休明けには他の部署の職員を電話対応に充て、臨時的に電話対応職員数を増員させていること、死亡に関する電話相談とその他の電話相談を分別するなど、効率的な対応を図ったことにより、恩給相談電話の混雑率は、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標3については、恩給受給者の平均年齢は94.3歳と極めて高齢であることから、電話などによる親切・丁寧な対応が大切であり、かつ必要であると考えている。そのため、恩給相談官室内の全職員に対して、局のトピックスな事項(受給者宛に送付した通知、恩給年額の改定など)はその時期に応じて研修を実施し、日々の相談のうち特殊な案件(内容が難しい案件、対応に時間を要した案件など)は毎日朝のミーティングにおいて事例の紹介を行うことにより情報共有を図るなど、相談対応の充実を図るとともに、個々の恩給相談に的確に対応できるよう努めていることから、目標を達成することができた。</p>				
次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き、恩給受給者に対するサービスの向上を図るため、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>・測定指標1については、これまで、未処理案件比率を指標としてきたが、恩給請求の処理に時間を要するケース(重度の障害を理由とした請求。恩給法に規定する重度の障害に該当するか否かについて恩給顧問医に判断してもらう必要がある。)の割合が年々増加している(平成28年度1.6%→令和2年度12.4%)など、恩給請求の内容に変化がみられることから、これに応じた指標として新たに標準処理期間における処理率を用いることとし、恩給請求の処理状況をより的確に把握、管理することとした。</p> <p>・測定指標2については、ほとんどの恩給相談対応が電話によるものであることから、引き続き、恩給電話相談対応の充実を図る必要があるため、同様の指標とする。</p> <p>・測定指標3については、恩給相談対応は、研修のみならず毎朝のミーティングでの情報共有など日々の研鑽が不可欠であるところ、現状の指標における「研修実施回数」や「苦情発生件数」だけでは取組内容の質の部分が不明瞭であることから、相談者に対し親切・正確・丁寧に対応するためのスキルの向上に向けた総合的な取組を評価するための指標を設定することとした。</p>				
	(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)				
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	恩給支給業務については、恩給が高齢化する受給者等の生活の支えとなっているものであることを考慮し、引き続き必要な予算要求を行う。		
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—			
学識経験を有する者の知見等の活用	<p>・令和3年3月、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の西出教授から、測定指標1に関して、御意見をいただき、測定指標を「年平均の未処理案件比率」から「標準処理期間における処理率」に改めることとし、評価書及び次期目標である事前分析表に反映させた。</p> <p>・令和3年6月、鎌倉女子大学学術研究所の山本教授から、測定指標2に関して、御意見をいただき、測定指標を「恩給相談電話混雑率」から「恩給相談電話対応率」に改めることとし、次期目標である事前分析表に反映した。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	恩給企画管理官(室)実績調べ(平成30年度～令和2年度)				
担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官 熊木 利行	政策評価実施時期	令和3年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。